教員向け消費者教育情報提供誌
季刊◆令和５年度　登録第2号

わたしは消費者

No.172
令和５年９月１日発行

東京都消費生活総合センター　〒162-0823　新宿区神楽河岸1-1　☎ 03-3235-1157

わたしは消費者 検索

トピック

初めての不動産に関する賃貸借契約

居住用の建物賃貸借契約を締結するときに注意すること ― P.1～4
1. はじめに　2. まずは物件探索　3. 賃貸借契約の締結
4. 原状回復義務について　5. 生徒のみなさんへ

賃貸住宅を契約する前に気を付けたいポイント
～最近の不動産賃貸借契約のトラブル事例～ ― P.5

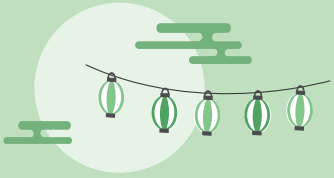

東京都消費生活総合センターからのお知らせ

令和５年度
東京都立豊島高等学校での出前寄席の実施報告 ― P.6～7

注意喚起情報

稼げる投資を学べるというビジネススクールに勧誘され、借金をさせられた
～マッチングアプリを悪用した若者の被害が増えています～ ― P.8

居住用の建物賃貸借契約を締結するときに注意すること

涼風法律事務所 弁護士　熊谷 則一

1 はじめに

民法という法律が改正され、2022年（令和４年）４月１日から、成年年齢が18歳に引き下げられました。つまり、高校生であっても、18歳の誕生日を迎えた時から、様々な取引の場面で成人として扱われることになります。

したがって、例えば、高校在学中であっても、18歳になってしまうと、就職や進学で親元を離れるために建物の賃貸借契約を締結する場合に、その高校生は成人として契約締結に臨まなければならないということになります。未成年者が親の同意無く契約を締結しても、後になってからその契約を取り消すことができるのですが、成人になってしまうと、そのような取消しはできなくなります。「まだ高校生だから」という言い訳は、取引の世界では通用しません。

住まいは、安全で快適な住生活を営む上で不可欠なものです。高校生であっても、建物の賃貸借契約についての基礎的な知識を身に付けて、トラブルに巻き込まれないようにする必要があります。以下、居住を目的として建物の賃貸借契約を締結する場面を想定して、賃貸借契約を締結するときに注意すべきことを簡単に見ていきます。

2 まずは物件探索

建物を借りる場合、まずは賃貸借契約の対象となる物件を探すところから始まります。希望の広さや設備、どの駅の近くにするのか、駅からの距離はどのくらいまで許容するのかなどを考えながら、物件を探します。建物の賃貸借契約は、長期間（例えば２年間など）継続する契約であり、例えば、月額10万円の賃料であっても、２年間で支払う金額は240万円にも及びます。高い買物であるという意識をもっ

て、物件を探す必要があります。

建物の賃貸物件の情報は、インターネット（以下、単に「ネット」といいます。）を利用して探すこともできます。ネットの情報を見ることによって、建物の場所や広さと賃料の関係などの「相場」を大まかに把握することができます。

もっとも、ネットで分かるのは、あくまでも「情報」であって、借りようとする建物そのものではありません。自分が希望する条件に合致しているかは、実際に下見をして判断する必要があります。ネットで候補を見つけたら、不動産業者（宅地建物取引業者）に連絡をして、その物件を下見するようにしてください。インターネット環境など、下見をして初めて分かることもあります。また、周辺環境は曜日や時間帯を変えて下見することも重要です。例えば、実は夜になるとカラオケの音が聞こえてきてうるさいとか、反対に人通りが全くなくなって一人歩きをするには注意が必要であるとか、トラブル予防には下見は必須といえます。

3 賃貸借契約の締結

(1) 物件の申込み

希望の条件に合う建物があった場合、不動産業者を通じて申込書を賃貸人に交付するのが一般的です。申込みに合わせて、数万円～１カ月分の賃料程度の「申込証拠金」の支払いを求められることもあります。ただし、これは、そのまま賃貸借契約が成立した場合には様々な費用に充当されることが予定される金銭を預けるものであって、賃貸借契約が成立する前に契約を締結することを辞めた場合には、返還される金銭です。返還を拒む不動産業者は、宅地建物取引業法違反です。

(2) 重要事項説明

建物に関する様々な法律関係や、契約内容については、契約締結前に十分に理解して契約しなければ、その建物で生活を始めてから思わぬ損害を被ることになりかねません。実はその建物は、耐震診断の結果、大規模な地震の場合には倒壊の危険があるというのであれば、そのことを知った上で契約を締結するか否かを判断したいはずです。期間満了後に更新が認められる契約なのか、期間満了で更新が認められない定期建物賃貸借契約という特殊な契約なのかということも、契約締結の判断に重要な事項です。

そこで、宅地建物取引業法という法律は、建物に関する重要な事項を法律で定め、建物の仲介を行う不動産業者に対し、借りようとしている者に対して、書面を交付して説明することを義務付けています（宅地建物取引業法35条１項）。この説明は、宅地建物取引士という国家資格を持っている者が行わなければなりません。重要事項説明では、「借りることになる物件に直接関係する事項」と「取引条件に関する事項」とが説明されます。

◆◆ 借りることになる物件に直接関係する事項

ここでは、飲用水・電気・ガスの供給施設や、排水施設の整備状況、建物にどのような設備（台所、便所、浴室、給湯設備、ガスコンロ、冷暖房など）があるのかが説明されます。住まいの快適さに関係するので、しっかりと確認する必要があります。また、その建物が土砂災害警戒区域にあるのか、アスベスト調査をしたことがあるのか、耐震診断を行っているのかということ等も説明されます。

◆◆ 取引条件に関する事項

「取引条件に関する事項」は、締結する賃貸借契約の内容として重要な事項であり、きちんと理解した上で契約を締結するよう、事前に宅地建物取引士が説明することとされています。中でも、以下の点についてはしっかりと理解しておきましょう。

● 賃料以外に授受される金銭

賃貸借契約では、賃料以外にも様々な金銭の支払いが必要になることがあります。

共益費や管理費：階段やエレベーターなど共用部分の電気代や清掃などの維持管理のための費用。賃料と共に毎月支払うことになる金銭。

敷金：例えば賃借人が賃料を滞納していつまでも支払わないような場合に備えて、予め賃借人が賃貸人に預けておく金銭。滞納などの未払金がなければ、退去するときに返還される。月額賃料の数カ月分を賃貸借契約締結時に支払う。

礼金：賃借人が賃貸人にお礼の意味で支払う金銭。

● 契約の解除に関する事項

例えば、契約期間２年の賃貸借契約の場合、期間の途中で契約を解除することができるという規定がなければ、自分の都合で契約を解除することはできず、賃料を払い続けなければなりません。

したがって、期間の途中で解除することができる規定はあるのか、解除することができるとして、契約終了の何カ月前までに通知をしなければならないのか、ということを確認することが重要です。

● 契約期間及び更新に関する事項

契約期間を認識することは重要です。

さらに、更新（同一の内容で契約を続けること）ができるかということを確認することも重要です。

建物の賃貸借契約には、「普通建物賃貸借契約」といって、契約期間が満了しても、賃貸人側に当該建物を使用する正当な事由がない限り更新が認められる契約と、「定期建物賃貸借契約」といって、更新がなく、期間満了で契約は当然に終了してしまい、賃貸人と合意しない限り再契約できない契約とがあります。賃貸借契約がいずれの契約なのかを確認することが重要です。また、普通建物賃貸借契約では、更新にあたって、「更新料」という金銭（例えば、賃料の1カ月分など）を支払うことが必要になる場合もあるので、その確認も重要です。

● **用途その他利用の制限に関する事項**

建物によってはペットの飼育が禁止されていたり、ピアノなどの音の出る楽器を使用する時間が制限されていたり、使用細則などで利用が制限されることがあります。これらについても重要事項説明の対象とされているので、契約締結前に確認しておく必要があります。

● **敷金の精算に関する事項**

賃貸借契約が終了して退去する時に賃借人の未払金がなければ、賃貸人から賃借人に敷金の全額が返還されます。しかし、滞納家賃や賃借人が負担しなければならない修繕費用を支払っていないなどの未払金があれば、その金額が差し引かれて返還されることになります。重要事項説明では、敷金の精算に関する事項が説明されます。さらに、原状回復費用に関して、特別な費用を敷金から差し引く場合も、敷金の精算に関する事項として、重要事項説明の対象です。「原状回復」については、後でもう少し詳しく説明します。

◆◆ 重要事項説明書への署名・押印

仲介を行う不動産業者から重要事項説明を受けると、その不動産業者から重要事項説明書に署名・押印をすることが求められます。内容を理解して、納得できたら、署名・押印してください。署名・押印すると、後になってから、重要事項説明の内容を知らなかったと主張することは難しくなりますから、慎重にする必要があります。

(3) 賃貸借契約の締結

重要事項説明を受けた後には、賃貸借契約書に署名・押印して、賃貸借契約を締結することになります。契約書には、重要事項説明の対象となっていない細かい事項（例えば、賃料の支払時期や、電球の取り替えルールなど）も記載されているので、その内容も確認しましょう。

賃貸借契約書に署名・押印するということは、賃貸借契約書に記載された内容を理解して「借ります」という意思表示をしたことになります。あとは、賃貸人が契約書に署名・押印すれば、賃貸借契約は成立することになるので、安易に署名・押印してはいけません。不明な点は確認した上で、署名・押印してください。

また、入居前から壁紙や床に汚れや傷がある場合には、後で説明する原状回復義務に関係するので、記録に残しておきましょう。

(4) 賃貸借契約以外の契約

賃貸借契約以外に、例えば、賃借人が賃料を滞納した場合や賃借人が建物を壊してしまって修繕費用を支払わない場合に備えて、保証人がその費用を支払うという連帯保証契約が必要になるのが一般的です。家族や知人が連帯保証人として保証契約を締結しなければなりませんから、予め保証人となる人にお願いをする必要があります。

また、保証人ではなく、保証会社の保証が必要であるとして、賃借人が保証会社との間で保証委託契約（保証をお願いするための契約）を締結しなければならないこともあります。この場合、賃借人自身が契約書に署名・押印し、保証委託料という金銭を支払うことになります。

さらに、賃貸借契約に当たり、賃借人が水を出しっぱなしにする浸水被害や火災などを発生させる場合に備えて、火災保険等の損害保険契約を締結することが求められることもあります。損害保険契約を締結した場合には、保険料の支払いも必要になります。

(5) 仲介手数料の支払い

賃貸借契約書に署名・押印すると、仲介を行った不動産業者からは、仲介手数料を請求されます。居住用の建物の仲介の場合、仲介手数料は賃料の0．5カ月分＋消費税が原則です。ただし、仲介を依頼した際に、仲介手数料を賃料の1カ月分＋消費税とすることを承諾していた場合には、その金額を支払うことになります。

結局、賃貸借契約を締結した場合には、通常、1カ月分の家賃、1カ月分の共益費・管理費、礼金、敷金（これらは賃貸人に対して支払う。）、仲介手数料（不動産業者に対して支払う。）、保証委託料（保証会社に保証を委託する場合）及び保険料（損害保険契約を締結する場合）を支払う必要があります。

4 原状回復義務について

(1) 原状回復義務の内容

借りている建物は、賃借人の所有物ではありません。賃借人は、建物の利用を認められた者として十分に注意をして建物を使用しなければなりません（このような注意義務を「善管注意義務」といいます。）。賃貸借契約が終了して建物を賃貸人に返還する場合には、原状に戻して返還しなければなりません。これを原状回復義務といいます。

賃貸借契約終了の場面では、原状回復義務をめぐってしばしばトラブルが発生するので、原状回復義務についての知識を持っておくことも重要です。

まず、しばしば誤解されますが、原状回復義務というのは、借りていた建物を借りた当初の状態に戻すことではありません。建物は、普通に生活していても自然に劣化していき、自然の劣化や通常の使用で発生する損耗の修繕費用は賃料に含まれているというのが最高裁判所の判例です。したがって、通常の使用によって生じた建物の損耗や経年劣化以外の損傷、すなわち、善管注意義務に違反するような損傷を元に戻すことが原状回復義務の内容です。壁紙が日焼けで劣化していたとしても、それは通常の使用によって生じた劣化ですし、入居前からある損傷も、賃借人が修繕費用を負担する必要はありません。壁紙を破ったり、いたずら書きをしたりした場合には、賃借人が原状回復のために費用を負担する必要があります。

通常損耗や経年劣化であるかの判断の参考となる資料として、国土交通省が公表している「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」、東京都が公表している「賃貸住宅トラブル防止ガイドライン」があるので、是非、参考にしてみてください。

(2) 原状回復義務の特約

通常損耗や経年劣化は原状回復義務の対象ではないので、これらの修繕費用を賃借人が負担する必要はない、というのが原則です。しかし、賃貸借契約の中で、賃貸人と賃借人とで、通常損耗や経年劣化による損傷の修繕費用を賃借人が負担するという特別の合意（これを「特約」といいます。）をすることも認められています。もちろん、あまりにもひどい特約は無効になりますが、そうでない限り、特約は有効ですから、契約締結前に、特約の内容に十分注意する必要があります。

仲介する不動産業者が行う重要事項説明の中で、敷金の精算に関する事項としてこの特約についても説明されるので、注意をして説明を受けてください。

(3) 東京ルール

東京都は、都内にある居住用の建物賃貸借契約に関して、仲介や代理を行う不動産業者に対して、原状回復や入居中の修繕について書面で説明しなければならないとする、いわゆる「東京ルール」を定めています。

原状回復義務の関係では、以下の内容を書面で説明しなければなりません。

賃貸住宅トラブル防止ガイドライン
第4版（東京都）から抜粋

1　費用負担の一般原則について

(1) 経年変化及び通常の使用による住宅の損耗等の復旧については、賃貸人の費用負担で行い、賃借人はその費用を負担しないとされていること。

(2) 賃借人の故意・過失や通常の使用方法に反する使用など賃借人の責めに帰すべき事由による住宅の損耗等があれば、賃借人は、その復旧費用を負担するとされていること。

2　例外としての特約について

賃貸人と賃借人は、両者の合意により、退去時における住宅の損耗等の復旧について、一般原則とは異なる特約を定めることができるとされていること。ただし、特約は全て認められる訳ではなく、内容によっては無効とされることがあること。

そして、その上で、特約の具体的内容を書面で説明します。

これらの内容は、原状回復費用を巡るトラブルを予防するために重要なものだといえます。

5 生徒のみなさんへ

成人になるということは、多くの責任を伴うことです。契約を締結した場合には、契約に基づく様々な権利を獲得しますが、契約に基づく義務も負担します。だからこそ、契約に関する知識を身に付け、契約内容を吟味して契約を締結するという考え方をするようにしてください。

他方で、もし、契約に関して納得ができないことが生じたり、思わぬ被害に遭ったりした場合には、一人で悩まないでください。消費者を保護するための法律もあり、救済の方法があることも多々あります。契約で定めた特約が無効になることもあります。

困ったときには、しかるべき公的な機関に相談できるようになることも、成人として重要なことだということを、トラブル予防の知識とともに、認識するようにしてください。

賃貸住宅を契約する前に気を付けたいポイント

～最近の不動産賃貸借契約のトラブル事例～

東京都消費生活総合センター 相談課

令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられ、親の同意がなくても自分の意思だけで賃貸住宅を契約することができるようになりました。

都内の消費生活センターに寄せられる相談のうち、賃貸アパートなどに関する消費者トラブルは非常に多く、進学や就職で親元を離れて単身で新たな生活を始める際には注意が必要です。

ポイント❶ 契約前に現地を下見し、近隣環境を必ず確認する！

事例 インターネットで探した賃貸マンションを内覧せずに契約し、引っ越したところ、線路沿いのマンションで電車の騒音がうるさくて住めない。

最近はインターネット等で簡単に物件を検索できるサイトが多数ありますが、近隣に鉄道や幹線道路があるため騒音がある、街灯が少ないため夜道が危険などと、実際に現地に行かないと把握できないことがあります。契約前に現地の近隣環境を確認することが大切です。時間帯や曜日を変えるなどして何度か下見をした方が良いでしょう。

ポイント❷ 部屋の状況を必ず確認する！

事例 東向きの部屋だと説明を受けて部屋を確認しないで賃貸アパートを契約したが、実際は北向きの部屋だった。契約書には部屋番号はあるが、部屋の向きの記載はなかった。

最近は現地に行かなくても物件の見学ができるオンライン内見があり、とても便利ですが、日当たりだけでなく、実際の間取りや広さが説明・広告と違う、大型家電が入らないなど、部屋を見なければ分からないことがあります。入居後にトラブルにならないためにも、契約前に必ず部屋の状況を確認することが重要です。

ポイント❸ 家賃以外の費用もしっかり確認する！

事例 賃貸アパートを契約する際に、不動産業者から重要事項説明時に家賃・敷金とは別に高額な火災保険料も請求された。

賃貸住宅を契約する際、家賃以外にも敷金や家賃保証料、火災保険料、仲介手数料などの経費を請求されることがあります。さらに、不動産業者から申込金や予約金などの名目で、金銭の支払いを求められることもあります。契約を結ぶ前にどのような経費がどれくらいかかるのか、不動産業者が必ず行う重要事項説明を納得するまで聞き、自分の条件と合っているか、しっかり確認することが必要です。最近はビデオ通話アプリによるオンラインの重要事項説明も行われていますが、同様にしっかりと確認しましょう。

ポイント❹ 契約書類の記載内容をよく確認する！

事例 退去したアパートの管理会社から高額な原状回復費用の請求が届いた。特に傷つけたりした覚えがないので納得できない。

重要事項説明が終わると不動産業者から契約書類を渡されますが、契約後に不利な条件を見つけても変更は困難です。

特に、退去時の原状回復に関するトラブルは非常に多いので注意が必要です。借りた側に原状回復義務がありますが、退去時の取り決めなどは、入居時の契約書や重要事項説明書に記載されていることが多いので、事前に確認しておくことが大切です。中には「ハウスクリーニング費用は全額借主負担」といった特約が定められている場合があるので、必ず確認しましょう。

賃貸住宅に関する契約書やガイドラインについては、国土交通省等のサイトに掲載されていますので、契約前に一度確認しておきましょう。

なお、令和4年5月に宅地建物取引業法が改正され、重要事項説明書と賃貸借契約書について書面の電子化が可能になりました。電子化された契約関係書面がメール等で送られてきた場合は、必ずデータを保存しておきましょう。

分からないことがあったら、一人で悩まず、保護者や学校の相談室、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

相談窓口

- **「消費者ホットライン」188（局番なし）**
  お住いの消費生活相談窓口につながります。
- **「東京都消費生活総合センター」消費生活相談**
  電　話　03-3235-1155
  受付時間　月曜日～土曜日：午前9時～午後5時
  ※日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く

参考：国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000020.html
国土交通省「賃貸住宅標準契約書」
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000023.html
東京都住宅政策本部「賃貸住宅トラブル防止ガイドライン」
https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/tintai/310-3-jyuutaku.htm

東京都消費生活総合センターからのお知らせ

令和５年度

東京都立豊島高等学校での出前寄席の実施報告

東京都消費生活総合センター活動推進課

1 実施の概要

東京都消費生活総合センターでは、消費者被害防止事業として出前寄席を、大学の落語研究会や社会人の消費者啓発ボランティアグループと連携して実施しています。落語、漫才及びコントで、楽しく分かりやすく、悪質商法の手口やその対処法など、消費者被害の未然防止に役立つ情報をお伝えしています。

この５月に、都立豊島高等学校からの依頼により、消費者教育の一環として、セーフティ教室で出前寄席を実施しました。その内容について紹介します。

令和５年度セーフティ教室

■日時　令和５年５月10日（水）
午前10：10～11：00

■会場　都立豊島高等学校　体育館

■演目　漫才「18歳の大人がであう
マジでヤバい消費者トラブル」
落語「サブスクって？
１人できめると落とし穴」

都立豊島高等学校

2 内容

都立豊島高等学校からは、今年４月に依頼を受け、電話・メール等により、時間、演目、実施形態等の詳細について打合せを行いました。

これまで、新型コロナウイルス感染症により、全校生徒が集まる行事が実施できませんでしたが、今回は、３年ぶりに全学年が一堂に会しての開催でした。総勢900名の生徒に興味をもってもらえるよう、消費者問題をテーマとした漫才１演目と落語１演目で、若者に多い消費者トラブルの事例とその防止策について、分かりやすく伝えました。

当日は、各教室でホームルーム、避難訓練の後に、全生徒が体育館に集合して、出前寄席を実施。事前に、学校側で、高座の設営や音響などの準備を行っていただくなどのきめ細かな対応をしていただき、出演者もスムーズに演じることができました。

また、当センターの啓発グッズを、全生徒に配っていただきました。

演目　漫才「18歳の大人がであう　マジでヤバい消費者トラブル」

【内容】

Aさんは、SNSを通じて知り合った友人から「安い旅行サービスがある」と声をかけられる。営業所に行くと、なんだか怪しい社長が出てきて言葉巧みに誘導され、断り切れずに契約してしまう…。

題材
- アポイントメントセールス
- デート商法
- マルチ商法

漫才コンビ　いち・もく・さん

演目 **落語「サブスクって？ 1人できめると落とし穴」**

【内容】

「お試し期間！ 1カ月 5千円でパソコンとウェブカメラ貸し出しで、使い放題。使い方の説明は何度でも対応します」と言って契約させて、1カ月後解約しようとしたら、「最低1年使う条件のサービス。2カ月目からは月3万円、途中解約は違約金50万円かかります」と…。

題材 ・サブスク
・成年年齢引下げの注意点

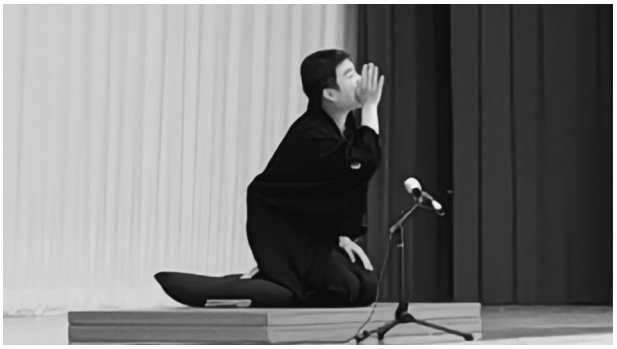

三遊亭吉馬

3 関係者の感想

関係者の皆様からいただいた声を掲載します。

(1) 生徒から

・興味を持って聞くことができた。
・マルチ商法、サブスクの注意点を楽しく教えてもらえてよかった。
・いつもスマホを使うので、怪しいサイトや話には乗らないように、日頃から気を付けたいと思った。
・だまされないように契約内容を確認することや、18歳になったら大人になるということを自覚できたので、今後に生かしていきたいと思った。

(2) 先生方から

開始まもなくは、生徒のリアクションがあまりないと感じましたが、漫才師や落語家にうまく盛り上げていただき、さすがプロの方々だと感じました。なにより、生徒が喜んでいたことが一番良かったです。

また、高校生が落語に触れる機会があまりないので、芸術鑑賞教室のように、所作も教えていただきました。

当日にむけて、東京都消費生活総合センターの方や、出演者との打合せも、とてもスムーズにできました。また、センターからはたくさんのグッズをいただきありがとうございました。

(3) 出演者から

学校の担当教諭との打合せでは、この日のために、丁寧な対応をしていただきました。

全校生徒900名に、消費者トラブルをどのようにしたら分かりやすく伝えられるか、演技を大きく見せる、言葉をはっきり伝える、当事者意識をもち聞いていただけるように、会場とのキャッチボールをし、一体感を作ることなどを心掛けました。

生徒さんは、頷いたり、にこにこしながら、最後まで真剣に聞いていることが良く分かりました。

東京都消費生活総合センターでは、学校向け「出前寄席」・「出前講座」を通じて、消費者被害の防止を図っています。詳しくはこちら↓

東京くらしWEB

◆出前寄席

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/manabitai/de_yose/

落語・漫才・コントで、悪質商法の手口や対処方法などを分かりやすくお伝えします。

◆出前講座（講師派遣）

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/manabitai/de_koza/

若者を狙った悪質商法の被害を防ぐために、学校に講師を派遣します。

令和4年度 学校向け出前講座 人気テーマランキング

1位 若者の悪質商法被害防止
2位 消費者教育・金銭教育
3位 インターネットやSNSのトラブル

注意喚起情報

消費者注意情報　令和5年3月3日

稼げる投資を学べるというビジネススクールに勧誘され、借金をさせられた

～マッチングアプリを悪用した若者の被害が増えています～

相談事例

マッチングアプリで仲良くなった人と食事をした時、「一緒にお金のノウハウを学んで稼ごう」と言われ、投資の先生を紹介された。「しっかり稼ぎたいなら、ビジネススクールで勉強したほうが良い。さらに他の人にスクールを紹介すれば紹介料として数万円支払う」と説明を受け、入会を勧められた。スクール代金は前払で約100万円だと言われたが、「お金がない」と断ると、消費者金融から借金するように言われ、借金方法を指南された。借金し、現金で支払ってしまったが解約したい。　（20歳代：女性）

ココに注意！

東京都消費生活総合センターからのアドバイス

▶ 借金をしてまで、契約するべきビジネススクールか、よく考えましょう。

・今の収入に不安がある、もう少し稼ぎたいという20歳代の若者を中心に、投資を教えるという「ビジネススクール」の契約トラブルが増えています。

・お金がないというと、「みんな借りている」、「すぐに取り戻せる」等と言って、**消費者金融からの借金**を勧められます。実際には稼げるわけではなく**借金だけが残ります**。消費者金融の年利は15～20%なので100万円の借入で、年間15万円以上の利子分を返済する**リスクを負います**。

・また、紹介料が欲しくて安易に友人を誘うと、友人関係が壊れてしまうかもしれません。

▶ マッチングアプリを悪用した勧誘が増えています。ご注意ください。

・マッチングアプリで知り合った人から、「資産形成について勉強できる」「投資に詳しい人を紹介する」等と、ビジネススクールの入会を勧誘されたという相談が多く寄せられています。

・こうしたケースの多くは**紹介料目当て**です。契約したとたんに連絡が取れなくなるケースも多いので、十分に気を付けましょう。

▶ 怪しいと思ったら、すぐに最寄りの消費生活センターにご相談ください。

相談窓口

▶東京都消費生活総合センター　03-3235-1155

▶お近くの消費生活センター　局番なし 188（消費者ホットライン）

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
VEGETABLE OIL INK

東京都消費生活総合センター
〒162-0823　新宿区神楽河岸1-1　☎ 03-3235-1157